



（シンポジウム会場）

◇ 기 고 ◇ 在日大韓基督教教会의 成長을 위해 完

韓 在 秀 牧 師

셋째로 復活하신 주님께서
昇天하시기 전에 弟子들에게
부하하신 "그러므로 너희는 가
서 모든 족속으로 弟子를
삼아 아버지께 아뢰고 聖靈
의 이름으로 洗禮를 받고 내
가 너희에게 부당한 모든 것
을 가르쳐 지킴이라"(마태
二十八·十九-二十)는 우리가
주님으로 가서 "주님 안에 거
하면서" 배우고 사랑의 誠命
을 지켜 행하기로 決心이 되
었으면 모든 민족을 위하여 가
라"고 하신 주님의 뜻이다.
우리는 주님의 가라 하시
는 말씀을 日本内四十七府県
에 散在하여 있는 同胞에게 가
라 하시는 말씀으로 받아들
여야 한다.
現在十七府県의 都市中心
에만 教会가 設立되어 있고
그밖에는 教会가 없는
현실이다. 이런 現象의 많은
部分의 理由는 敎徒의 生
活安定이 아닐까?
앞으로 一果에 一敎會設立
을 위한 具體的인 對策은무
엇일까? 주님께서 "十二弟子를
내어보내시며 命을하시기를 차
라리 이스라엘 집에 있어 버
린 羊에게로 가라"(마태十·
六) 하신 말씀과, 너희는 생 각



敎會昇格式에 參席한 韓國敎會
代表와 關西地方會敎役者

에는 어떻게든 萬一 어떤
사람이 羊 一頭이라도 있는
데 그중에 하나가 길을 잃
으면 그아흔아홉마리를 산에
두고 가서 길을 잃은 羊을 찾
지 않겠느냐"(마태十八·十二)
라고 하신 주님의 말씀을 생
각해서 이 길은 한마리 羊
을 찾으러 가는 心情으로 이
일을 추진시켜야 될것으로 믿
는 것이다. 그리고 散在하여 있
는 우리 同胞中에 하나라도 잃
어지는 것은 하늘에 계신 너
희 아버지의 뜻이 아니라
하신 주님의 말씀을 명심하
야 될 것이다.

에수님께서 加利利 海邊을
다니시다가 시몬과 그兄弟인
드레가 바다에 그물을 던지
는것을 보시고, 나를 따라오
니 내가 너희를 사람을 낚는
어부가 되게 하리라 하시
니 "저희가 곧 그물을 버려
두고 에수를 좇으니라" 그리
고 다 가시니라. 다른 두兄
弟 곧 세베대의 아들 야고
보와 그兄弟 요한이 그父親
세베대와 한가지로 배에서 그
물 낚는것을 보시고 부르시
니 저희가 곧 배와 父親을
을 홀려서 感謝하여 忠誠

을 다하고자 決心하고 誓約
했는것입니다.
우리의 가지는 한마리 羊
이나 모든것은 너무나 작
은것이므로 七十餘萬의 散在
한 同胞들의 救濟事業을 위
해서는 約한六에서 보는바
와같이 五백五十名에게보
리씩 五개와 생선두마리 보
다 작은것입니다.
그러나 얼마안되는 것이라
도 주님께 드림에 主님께서
는 받으시고 큰기적을 행하
셨음을 믿고 먼저 주님께 드
려야 할것입니다. 그리고 특히
昇天하시기전에 約束하신 말씀
"오직 聖靈이 너희에게 臨
하시면 너희가 權能을 받고
에루살렘과 온유대와 사마리
아와 땅끝까지 이르러 내証
人이 되리라"(행一·八) 하신
바와같이 聖靈의 能力을받은
使徒들은 過去의 弱하던者가
아니고 能力의 使徒로서 즉
도독 忠誠했습니다. 우리도 主
님의 恩恵에서 聖靈의 能
力을 힘입어 우리에게 주어
진 使命에 忠誠하여야 할것
입니다.

一、留學期間
一九八五年四月以降 期間は
一年以上とする。
二、留學の機關
海外の大學、研究所、施設な
どの機關にかならず所属し、研
修する。機關との交渉、連絡等
はすべて本人が行なう。
三、奨學金支給額
(1)支給する奨學金は、一人百
万円を上限とし、本会の定める
額とする。

海外留學奨學生募集
内海協力委員會で
一、留學期間
一九八五年四月以降 期間は
一年以上とする。
二、留學の機關
海外の大學、研究所、施設な
どの機關にかならず所属し、研
修する。機關との交渉、連絡等
はすべて本人が行なう。
三、奨學金支給額
(1)支給する奨學金は、一人百
万円を上限とし、本会の定める
額とする。

立の 経過報告が 있었다. 이
어 總會長 洪永其牧師(武庫
川敎會)의 敎會昇格式의 宣言
과 祈禱에 이어 地方會會長楊
炯春牧師의 司式으로 韓大主
執事の 長老將立式이 舉行되
다.
新居浜敎會는 大韓敎會敎長
老會(統合側)平壤長老가 派
遣한 李忠言牧師가 赴任한후
復興發展하여 敎會로 昇格한
과 동시에 長老를 세우기가
지되었다. 이祝賀式에는 平
壤長老會山視察會에서 四名의
祝賀團이 參席하여 記念牌을
증정하였다. 日本基督教團四國
敎區敎會 및 他敎團의 敎役者
들도 參席하여 祝辭를 하였

韓大主執事 長老將立 敎會昇格式도 舉行

會會長 李忠言牧師의 司會
아래 地方會會長 楊炯春牧師(京
都敎會)의 說敎(오직 聖靈
으로)가 있은후 兪錫濬長老
(三日前十一時 同敎會에서盛
大히 舉行되다.)
會會長 李忠言牧師의 司會
아래 地方會會長 楊炯春牧師(京
都敎會)의 說敎(오직 聖靈
으로)가 있은후 兪錫濬長老
(三日前十一時 同敎會에서盛
大히 舉行되다.)



韓大主長老

本國水災民募金 基督教奉仕會 통해 傳達

總會는 九月初 서울을지
서 폭우로 水害를 당한 水
災民을 위해 募金한바 있는
데 十月十二日 金君植總
務가 韓國基督教敎會協議會(K
NCC) 산하 基督教奉仕會 총
무 조치원)에 傳達했다.
金君植總務는 "水災民에게 그
리스도의 사랑과 同胞愛"에
서 日本에 있는 總會傘下敎會
가 積極募金한것이라고 傳하
면서 募金된 敎會를 傳達했
다.
조치원總務는 異國에서 同
胞의 苦難에 參與해 주셔서
感謝한다고했다. 이 募金은 八
個地域의 水災民들에게 傳達
하게되며 農村地域의 復興事
業에 사용되게 될것이다.
● 關東地方會
船橋敎會 二〇,〇〇〇円
西新井敎會 四七,五〇〇円
東京敎會 五〇,〇〇〇円
品川敎會 六〇,〇〇〇円
調布敎會 二六,五〇〇円
川崎敎會 七二,四〇〇円
橫濱敎會 八八,三〇〇円
● 中部地方會
豐橋敎會 五〇,〇〇〇円
岡崎敎會 二〇,〇〇〇円
名古屋敎會 三三,二〇〇円
岐阜敎會 四六,五〇〇円
桑名敎會 一九,〇〇〇円
● 關西地方會
京都敎會 三四四,七〇〇円
大阪敎會 三二五,〇〇〇円
西成敎會 一〇〇,〇〇〇円
北部敎會 一〇〇,〇〇〇円
布施敎會 一一〇,〇〇〇円
堺敎會 一八三,〇〇〇円
● 關東地方會
武庫川敎會 一〇〇,〇〇〇円
西宮敎會 三〇,〇〇〇円
川西敎會 三〇,〇〇〇円
合計 二,〇〇八,三二〇円

東亞工業株式會社

(株)久保田鐵工協力

代表取締役 南宮 稔
(北部敎會 長老)

〒564 大阪府摂津市南別府町15-15
電話 (06) 349-3545番
自宅 (06) 349-6825番

徐南同先生 追悼講演會

講演 池明親氏(東京女子大學敎員敎授)
テーマ 「民衆の神學から日本の敎會へ」
追悼のことば
李仁夏氏(NCC議長)
中嶋正昭氏(日本キリスト敎團總幹事)
荒井俊次氏(WCC敎育と革新センター幹事)
とき 一九八四年十二月八日(土) 午後一時~四時
ところ 東京・銀座・敎文館九階ホール

〈電々公社認定〉
構内交換機・ボタン電話
松下通信工業(株)専売代店
(株)ナカヨ通信機特約店
東亜特殊電機(株)特約店

株式會社 高德通信工業

代表取締役 李 建 豪
(名古屋敎會 長老)

〒490-11 愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336
電話 名古屋 <052> 431-3156 (代)

尾頭センター株式會社

名古屋市中川区尾頭橋通2-16
電話 (052) 331-1222~3番

代表者 姜 南 中
自宅 大阪市東成区東今里2-2-8
電話 (06) 976-4937番

食肉加工・惣菜製造・食品輸入

株式會社 高山食品

名譽會長 元 洪 植 (福岡敎會長老)
代表取締役 元 昭 三 (福岡敎會執事)

本社 福岡市博多区東那珂3丁目9-26
〒816 電話 (092) 461-0055(代)
營業所 神戸市中央区国通4-1-2新大國ビル702
〒651 電話 (078) 242-4018

外国人登録法改正50万人署名を達成させよう！

人権を侵す指紋押捺制度、常時携帯義務を廃止させよう！



「私は思いました。私達は人間であり、そして人間である限り自由である。私達、在日韓国人・朝鮮人の自由を束縛する権利など誰にもないはずだ」と、外国人登録法に定められている「常時携帯義務」や「指紋押捺義務」は、まさにそれに反していると思いました。私がはじめて指紋を押したのは、今から二年以上前のことです。その時の気持ちというのは、心の中をよぎるような、なんとも言えないいやな気持ちでした。悪いこともしないのになぜ指紋を押さなければいけないのでしょうか。もうこんないやな思いをするのはたかさんです。」

この文章は、つい先頃、指紋の押捺を拒否した高校生のもので、これからは、いつまで「心の中をよぎるような」ようなことを強制され続けるのでしょうか。在日の若い世代が、このような形で、自らの民族性と出会うことなく、全く不幸なことです。

人間が生まれながらに持っている生命・自由・名誉は、当然にして保障されなければなりません。こうした人権は、何人といえども侵すことは許されません。「指紋」は、個人のプライバシーを構成するものとも重要なもののひとつであり、重要なものと「指紋」は個人の自由・名誉に関するものであるというのです。つまりは、「指紋」には誰にも侵すことのできない「権利性」があるというのです。このことは、韓宗碩さんの指紋押捺拒否裁判で出された東京地方裁判所の判決のなかでも言及され、認められているのです。

このような不条理をかかえている「外国人登録法」は、どのような過程で成立したのか、なぜ改正されなければならないのか、改正運動はどこまで来ているのか、順を追って説明と報告をしましょう。

外登法の成立過程と指紋制度の導入

そもそも外国人登録制度は、日本がまだ連合国の占領下にあった一九四七年五月二日、公布施行された「外国人登録令」によって定められました。この法律は、明治憲法下で、天皇の名によって出される最後の法律（勅令）となったのです。この法律が公布施行された翌日の五月三日には、現行の民主的といわれている新たな日本国憲法が制定されているのです。

当時の在日同胞の強い反対もあり、この指紋押捺制度の実施は、三年間も延期をせざるを得ませんでした。そして、大量切替の時期を要するようになり、一九五五年から実施されたのです。

「治安・公安」の理由によつて、在日外国人の大半を占める在日同胞から指紋押捺をはじめた日本政府は、実は自国民から、同様な理由で指紋押捺を課しようと考えていました。そして、実際に指紋押捺をはじめたのは、その後、「人権侵害」になるとして、通達を廃止して中止したといういきさつが、最近になって判明しました。

自国民である日本人の人権については考慮しても、在日外国人の人権については、「管理」が優先するというわけでは、外国人登録法は、その別な名を、「在日韓国人・朝鮮人取締り法」とも言われています。それは、在日外国人の八五％が在日同胞によって占められているという点に、その理由があります。

浮びあがってきます。ひとつには、わたしたち在日同胞の日常生活において、行動に規制が加えられ、恒常的に取締られる、時には警察の捜査権が発動されるという点です。そして、こうした抑圧をかけることによって日本国憲法を服従させているという点です。

これまでに拒否をした人の国別を見てみると、韓国・朝鮮が五三人、ついで、米国が六人、西独が二人と続き、スペイン、ベルギー、インドネシアが各一名となっています。

最近、こうした拒否運動に応えるものとして、「指紋押捺拒否者会」という組織が、東京で発足しました。会議には三四人の拒否者定者が名を挙げ、そのうち、拒否者定者として、五一人に増えています。また、近頃中には、大阪でも予定会議が発足するという点です。

また、在日外国人は、日本政府が「焼いて食おうか、に食おうか自由」という立場におかれているのです。

ふえる指紋押捺拒否者

指紋押捺制度は人権を侵す。これはこれまでの拒否者が、異口同音に言っていることです。そして、外登法の改正を求める声はこれらの人々の立ちあがりによって、社会にも大きな関心を呼んでいます。

指紋の押捺拒否は、指紋制度が実施されるにもありまして、最近のたかまりは、一九八〇年からはじまったのです。これまでに六四人が拒否をし、五人が拒否を続けています。

①「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

②「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

③「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

④「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑤「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑥「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑦「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑧「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑨「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑩「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑪「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑫「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑬「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑭「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑮「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑯「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑰「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑱「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑲「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

⑳「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉑「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉒「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉓「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉔「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉕「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉖「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉗「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉘「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉙「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉚「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉛「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉜「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉝「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉞「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㉟「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊱「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊲「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊳「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊴「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊵「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊶「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊷「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊸「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊹「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊺「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊻「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊼「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊽「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊾「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

㊿「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。

「六〇」という未成年者から指紋をとり、登録義務を課している。